

## 子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業補助金のお知らせ

申・問 ①②子育て支援課 子育て支援係 ☎72-5114 ③福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

子育て世帯・三世帯世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)・高齢者世帯が行う改修工事に対し、補助金を交付します。

### ①子育て支援型

子ども部屋の増改築など、子どものための改修やテレワークスペースの改修など

補助額 補助対象経費の20%以内

(一般型は1戸あたり上限40万円、多子世帯加算型は1戸あたり上限50万円)

### ②三世帯同居支援型

玄関・トイレ・浴室・台所を増設する工事、世帯を区切

る壁やドアを設置する工事など

補助額 補助対象経費の50%以内

(一般型は1戸あたり上限75万円、多子世帯加算型は1戸あたり上限85万円)

### ③高齢者バリアフリー型

高齢者用の寝室などの増築、高齢者のための改修

補助額 補助対象経費の20%以内(上限30万円)

### 補助に関する注意事項

上記の補助制度は、いずれも事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 薪ストーブ設置および薪作り機械導入の補助申請を受け付けます

申・問 林業水産課 林業水産係 ☎72-5198

市では森林環境の保全および豊かな里山づくりを目的に薪ストーブと薪作り機械の購入費用に対して補助金を交付します。

### ①薪ストーブ設置補助

補助対象経費 税込本体価格10万円以上(住宅以外は5万円以上)の薪ストーブおよび煙突などの購入に要する経費

補助率 2分の1以内(上限40万円)

### ②薪作り機械導入補助

補助対象経費 薪作り機械の購入に要する経費

補助率 2分の1以内(上限5万円)

①②いずれも市内に住所を有する個人または団体、かつチェーンソー作業従事者特別講習などの資格を有する方もしくは、市主催の薪作り教室に参加した方が対象です。

### 補助に関する注意事項

上記①②の補助事業について、事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 国東産材利用促進支援事業補助金の申請を受け付けます

申・問 林業水産課 林業水産係 ☎72-5198

市では、森林環境譲与税を活用して国東産の木材利用を促進するため、国東産木材の購入費用に対して補助金を交付します。

### 国東産材利用促進支援事業補助

#### 補助対象者

市内に住所を有する個人、自治会、市内で活動する住民団体、市内に事業所などを有する事業者

#### 補助要件

市内の製材業者が製材した国東産材の木材を0.5㎡以上使用すること

#### 補助対象経費

補助対象者が自ら居住または使用する市内の住宅など

(車庫、倉庫、離れ家を含む)の新築、増改築、改修に必要な材料として、市内の製材業者が製材した国東産材の木材を0.5㎡以上購入した場合の購入費

※ただし1㎡あたりの補助対象経費の上限は6.5万円とし当該購入費について、国、県、市が実施する他の補助事業を利用することはできない。

#### 補助率

2分の1以内(上限40万円)

#### 補助に関する注意事項

上記①②の補助事業について、事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 一定規模の建築行為や木竹の伐採などを行う場合は届出が必要です

問 まちづくり推進課 まちデザイン係 ☎72-5186

6月1日は「景観の日」です。市内には六郷満山文化や世界農業遺産、美しい海岸線など、自然や文化に関連した貴重な景観資源があります。この景観を後世に引き継ぎ、良好な景観づくりに取り組むため、国東市では国東市景観計画を策定しています。

市全域を景観計画区域に定めているため、市内で一定規模以上の建築物や工作物の建築、木竹の伐採や開発行為などを行う場合は「景観法」および「国東市景観条例」の規定に基づいて事前協議書や届出書の提出が必要となります。

詳細については、お問い合わせください。

### 届出手続きの流れ



※1 原則、届出後30日は行為に着手できません。ただし、適合通知を受けた場合は、短縮が可能です。

※2 届出内容が「景観形成基準」に適合しているか判断します。



景観届出二次元コード



## 令和6年度の後期高齢者医療保険料について

問 税務課 市民税係 ☎72-5156 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771 (代表)

令和6年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通りです。

|   |                               |         |
|---|-------------------------------|---------|
| A | 均等割額                          | 59,200円 |
| B | 所得割率                          | 11.55%  |
|   | (前年所得(※)が58万円以下)              | 10.62%  |
| C | 賦課限度額                         | 80万円    |
|   | (令和5年度末時点で75歳以上、又は障害認定による加入者) | 73万円    |

### 制度改正に伴う令和6年度保険料の激変緩和措置

所得割率…前年の所得が58万円以下の場合は、軽減用所得割率10.62%を適用する。

賦課限度額…制度見直し以前からの被保険者および障害認定による加入者は、賦課限度額を73万円とする。

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\text{年間保険料} = \text{①均等割額} + \text{②所得割額}$$

上限(賦課限度額 C) = 59,200円 A + 前年所得(※) × 所得割率 B

※前年所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額を差し引いた金額です。

### 均等割額の軽減

世帯の状況に応じて下記の通り均等割が軽減されます。

| 軽減割合 | 軽減判定所得(世帯主および世帯の被保険者の総所得金額などの合計)が下記に該当する世帯                        |
|------|---|
| 7割   | 「基礎控除額(43万円) + 10万円 × {年金・給与所得者数 - 1}」を超えない世帯                     |
| 5割   | 「基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × {年金・給与所得者数 - 1}」を超えない世帯 |
| 2割   | 「基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × {年金・給与所得者数 - 1}」を超えない世帯 |